

「高鍋町あんしん見守りネットワーク事業」に関する連携協定書（案）

高鍋町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、高鍋町民を地域社会全体で見守る体制を確保し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として、高鍋町あんしん見守りネットワーク事業実施要綱に基づき、以下のとおり協定を締結する。

（連携事項）

- 第1条 甲と乙は、高鍋町あんしん見守りネットワークの構築に取り組み、支援を必要とする者の発見及び情報の連絡、支援にいたるまでの相互連携を図るものとする。
- 2 乙は、支援を必要とする町民を発見した場合、その情報を甲（健康保険課）に連絡するものとする。ただし、緊急を要すると判断した場合は、直接、消防署または警察署に通報するものとする。
- 3 甲と乙は、効果的な連携を推進するため、定期的に情報交換や協議を行うものとする。

（個人情報の取り扱い）

- 第2条 甲は乙に対して個人情報を提供する場合、高鍋町個人情報保護条例の規定によるものとし、特に慎重に取り扱うものとする。
- 2 乙は、事業の実施により知り得た個人情報は、この事業の目的以外に利用してはならない。また、この事業の構成員でなくなった後も同様とする。

（協定期間）

- 第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申出が無い場合は、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の見直し）

- 第4条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（疑義の決定）

- 第5条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高鍋町大字上江8437番地
高鍋町
町長 黒木敏之

乙 高鍋町